

海上保安庁説明資料

平成23年12月

1. 海上保安庁を巡る情勢と現状

海上保安庁を巡る緊迫化する国際情勢

尖閣諸島・東シナ海を巡る情勢

- ・中国トロール漁船ミンシンリョウ5179公務執行妨害等事件
- ・我が国接続水域における中国漁業監視船の遊弋
- ・海上保安庁測量船への中国公船接近事案
- ・台湾人活動家等による尖閣諸島領有権主張活動



東シナ海を巡る諸情勢が緊迫化しており、中国政府が自国漁民の保護を名目として、漁業監視船による尖閣諸島周辺海域のパトロールを常態化するとの方針を固めた旨や、漁業監視船等の増強等体制強化を進める旨の報道もなされている。
⇒ 今後、中国政府が、東シナ海における海洋覇権獲得を目指し、漁業監視船や海洋調査船による活動を活発化させることが懸念される。

我が国周辺及び遠方海域を巡る情勢

朝鮮半島を巡る情勢

- ・北朝鮮による弾道ミサイルの発射等の行為が、国際社会の平和及び安全に対する脅威となっており、近隣の我が国にとっては特に顕著な状況
- ・韓国哨戒艦沈没事案や韓国・延坪島に対する北朝鮮による砲撃事件の発生により朝鮮半島を巡る情勢が一気に緊迫し、我が国周辺海域も高い緊張状態



増加する海賊事案等の情勢

- ・東南アジア周辺海域における海賊被害は減少傾向にあるが、昨年度は増加しており、引き続き予断を許さない状況
- ・ソマリア沖・アデン湾における海賊被害は急増し、さらに発生海域も拡大している傾向にあり、高いレベルでの警戒が必要な状況



大陸棚延伸にともなう管轄海域の拡大

- ・広大な排他的経済水域等にエネルギー資源等が賦存
- ・国土面積の2倍相当の大陸棚延伸を申請中



国際テロ情勢

- ・テロ対策については、各国が協調して取り組みを進めているにも関わらず、依然として、各地でテロ事件が続いており、我が国においても、その未然防止は引き続き重要な課題。
- ・原子力発電所等の臨海部における重要施設の警戒監視や国際港湾における水際対策が重要。



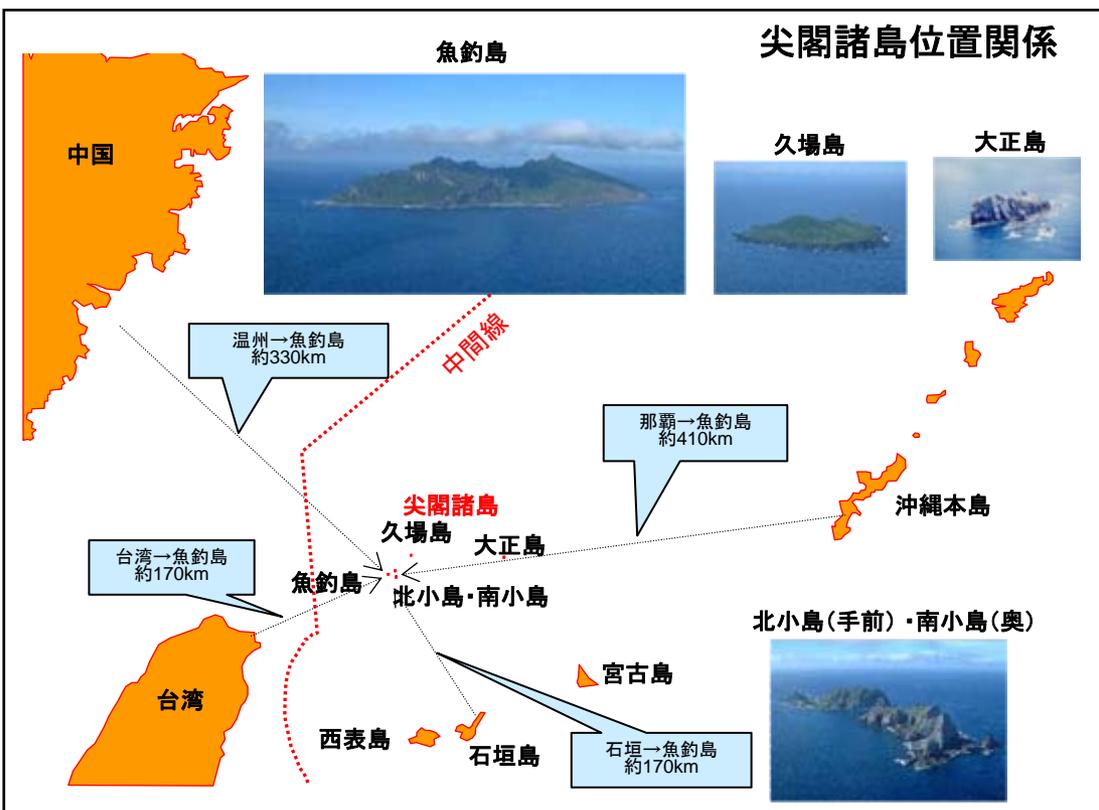
尖閣諸島周辺海域における警備

海洋基本計画

5 海洋の安全の確保 (1) 平和と安全の確保のための取組

ア 周辺海域等における秩序の維持

周辺海域における不審船、密輸・密航等の犯罪に関わる船舶の侵入や航行の秩序を損なう行為を防止するため、制度上の整備の検討。適切な措置の実施。



領有権主張活動への対応

領有権主張活動家に対する警備行動をとる巡視船



中国・台湾の領有権主張活動家による領有権主張活動(「保釣活動」)が、ほぼ毎年発生している。

海上保安庁では尖閣諸島周辺海域において、領海警備に万全を期している。

中国漁業監視船による尖閣諸島周辺海域への接近事案

平成22年9月から平成23年10月までの間、14回にわたり、中国の漁業監視船が尖閣諸島周辺海域をはいかいする事案が発生。(そのうち平成23年8月24日の事案については、領海内へ侵入)

巡視船・航空機による警告等により、同監視船の領海への侵入を防止し、又は領海から速やかに退去させた。



海上保安庁の海賊対策

海洋基本計画

5 海洋の安全の確保 (1) 平和と安全の確保のための取組

ア 周辺海域等における秩序の維持

海上交通の要衝であるマラッカ・シンガポール海峡等を含む海上輸送路の安全を確保するため、対応能力の向上を推進。

11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 (3) 海洋に関する国際協力

エ 海洋の治安対策・航行安全確保

関係国の海賊への対応能力向上に向けた支援を実施。

東南アジア周辺海域の海賊対策

背景

○海上交通の要衝であるマラッカ・シンガポール海峡を含む東南アジア海域において、海賊及び海上武装強盗事件が頻発、日本関係船舶にも被害発生

- ・アロンドラ・レインボー号ハイジャック事件（平成11年10月）
- ・韋駄天号乗組員略取事件（平成17年3月）

海賊対策の概要

○海上保安機関の法執行能力向上のための人材育成支援

- ・法執行分野の専門家派遣、沿岸国の海上保安機関職員を招聘しての研修実施

○東南アジア海域への巡視船派遣

- ・寄港国との海賊対策連携訓練、往路復路における日本関係船舶との連携訓練実施
- ・海賊事案が発生した場合の巡視船の派遣

○海賊事件に係る情報収集体制の構築

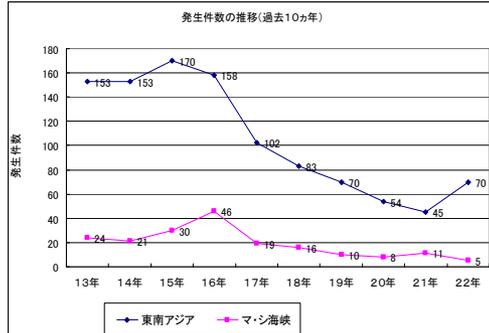
- ・アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP協定）情報共有センターへの海上保安庁職員の派遣



韋駄天号



海賊対策連携訓練



○海賊発生件数は減少傾向

- ・ピーク時に比べると、平成22年は2分の1以下に減少(170件→70件)。

特にマラッカ・シンガポール海峡では、9分の1に減少(46件→5件)。(IMB情報)

ソマリア沖の海賊対策

背景

○昨今ソマリア沖・アデン湾において、重武装し、身代金目的で船舶をハイジャックする海賊事件が急増、日本関係船舶にも被害発生

- ・高山号事件(日本籍船への被害：平成20年4月)
- ・グアナバラ号事件(日本関係船舶への被害：平成23年3月)

高山号事件



グアナバラ号事件



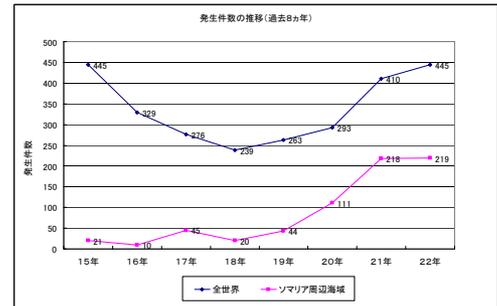
海賊対策の概要

○護衛艦への海上保安官同乗

- ・海賊対処のため派遣された護衛艦に、海賊行為があった場合の司法警察活動を行うため、8名の海上保安官が同乗

○海上保安機関の能力向上支援

- ・IMOが主導する地域連携協力の枠組み作りのプロジェクトへの海上保安庁職員の派遣
- ・ジブチ等の海上保安機関職員を招へいしての研修実施
- ・外務省及びJICAによるソマリア周辺沿岸国に対する巡視艇供与を含む海上保安能力向上計画に対し、技術的助言、協力準備調査への職員の参加等により協力



○事件の概要

海上保安官により海賊4名を逮捕、本邦へ当庁航空機により護送し、3月13日、東京地検へ身柄付送致した。その後、東京地検が海賊4人を起訴し、現在、公判前整理手続中。

大陸棚限界画定に向けた取組

海洋基本計画

3 排他的経済水域等の開発等の推進 (1) 排他的経済水域等における開発等の円滑な推進

大陸棚は国連海洋法条約に基づき200海里以遠に延長しうることを踏まえ、その地形、地質等に係る調査を実施。「大陸棚の限界に関する委員会」での我が国大陸棚の限界に関する審査に万全の対応を行う等、大陸棚の限界が適切に設定されるよう最大限の努力。

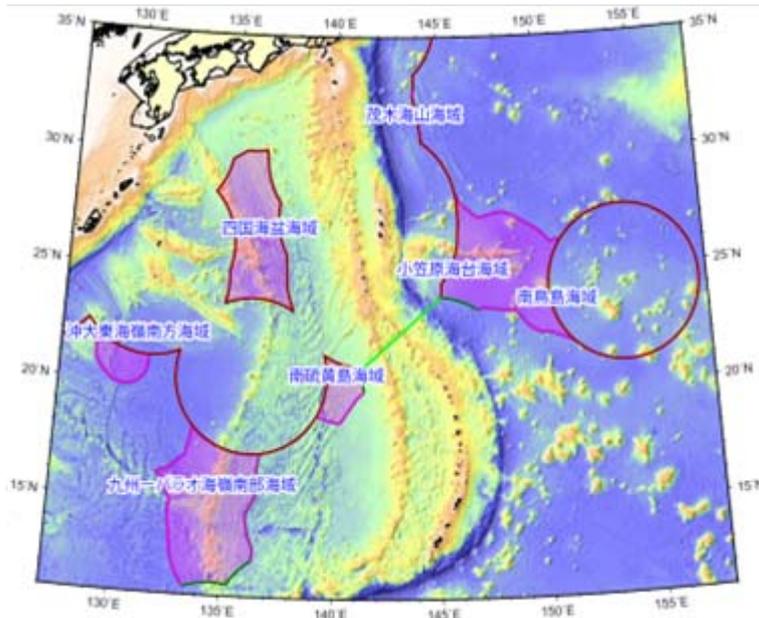
海上保安庁は、我が国の大陸棚延長申請に中心的に貢献

大陸棚延長申請

- ◆ 国連海洋法条約では、地形・地質が一定条件を満たす場合、大陸棚を200海里よりさらに延長することが可能。
- ◆ 我が国は、平成20年11月12日、国連大陸棚限界委員会へ申請文書を提出。
- ◆ これまで57件の申請があり、日本の申請は13番目。
- ◆ 平成21年9月、日本の申請を審査する小委員会が上記委員会の下に設置され審査を開始。

海上保安庁の貢献

- ◆ 昭和58年から大陸棚の限界画定のため大陸棚調査を実施し、調査データを一元的に管理。
- ◆ 平成20年6月までの25年間で、太平洋側の海域を中心に、延べ108万kmの海底地形調査等を実施。
- ◆ 関係省庁による審査対応グループに8名が参加し、審査対応に貢献。



日本の大陸棚延長申請海域

- ※ 我が国の大陸棚には豊富な海底資源が存在。
- ※ 申請海域の面積は、領海及び排他的経済水域の面積（447万平方キロメートル）に対し、約74万平方キロメートル（国土面積の約2倍）

海洋権益保全のための海上保安庁の取組

海洋基本計画

10 離島の保全等 (1) 離島の保全・管理

ア 海上の安全の確保

離島住民による海難救助活動を支援するとともに、住民からの海難事故や海上犯罪に関する通報等に対して適切に対応できる体制を充実。

エ 保全・管理に関する方針の策定

離島に関する位置情報等の基本的情報の整備。

海上保安庁は、離島周辺海域の監視・警戒体制の強化や低潮線保全区域周辺の調査等を実施していく。

離島周辺海域の監視・警戒体制の強化

離島周辺海域における不審な船舶、法令違反の有無の確認等のため、巡視船及び航空機により、しょう戒を実施。

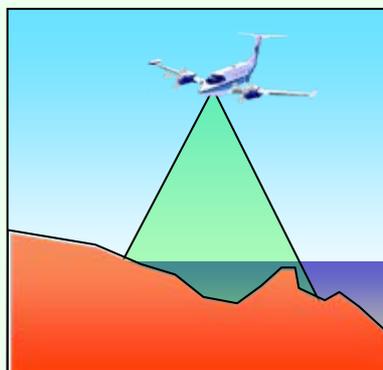
今後、巡視船及び航空機の機能を強化する等により、体制の強化を図る。



低潮線調査及び低潮線データベースの整備

航空レーザー測量等により、海底地形、地質及び海潮流等の必要な調査を実施し、低潮線及びその周辺の状況を把握するとともに、低潮線の保全を確実にかつ効率的に実施していくため、情報を一元的に管理する政府部内用の低潮線データベースを構築する。

<航空レーザー測量による低潮線の調査>



航空機に搭載したレーザー測深機により、低潮線の詳細なデータを収集。

<低潮線データベースのイメージ>



低潮線保全区域情報 (各低潮線の詳細情報)

位置情報	行政区分、経緯度	航空写真
基本情報	保全区域のID、海図番号	
所有者情報	無主/国有財産/個人の区別	衛星画像
限界線情報	200海里/中間線の区別	
その他の情報	海岸線の種類、底質、海底地形、海象等の自然環境情報、法定区域	Sample

海洋情報の一元化

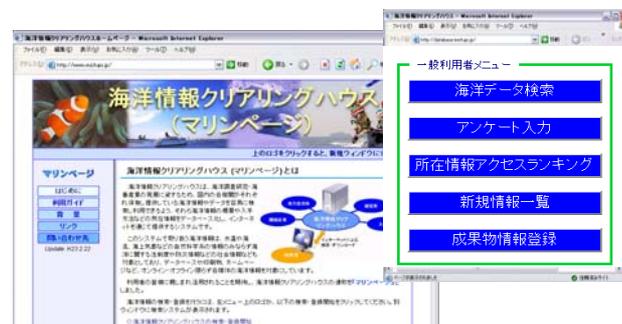
海洋基本計画

6 海洋調査の推進 (3) 海洋に関する情報の一元的管理・提供

各機関に分散している情報について、海洋産業の発展、科学的知見の充実等に資するよう、情報を一元的に管理・提供する体制を整備。収集、管理された情報が長期にわたって一元的に蓄積されるよう実施。

海洋情報クリアリングハウス(海洋情報のデータベース化)

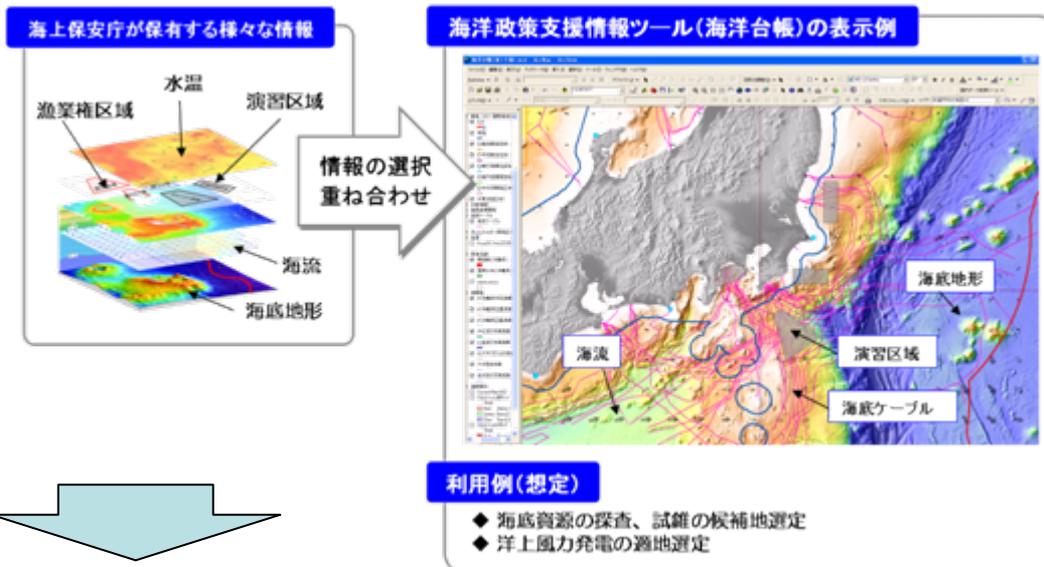
○海上保安庁では、海洋基本計画に基づき、関係機関に分散する情報について、所在情報(情報の概要と保有主体を示す情報)をデータベース化し、インターネットで提供する海洋情報クリアリングハウス(愛称: マリンページ)を整備。平成22年3月から情報提供。



海洋政策支援情報ツール(海洋台帳)(集約した海洋情報のビジュアル化)

○自然情報・社会情報をビジュアル化し、画面上に複数・任意の情報を一度に重畳表示することを可能とする海洋政策支援ツール(海洋台帳)を整備する。

○今後、より多くの情報を集約し、活用されていくよう、内閣官房総合海洋政策本部の調整の下、関係機関にも協力を求めていく予定。



・海洋資源、海洋再生可能エネルギー等の開発・普及の推進
・海域利用の円滑な調整のための環境整備の推進
に大きく貢献。

2. 海上保安庁が今後取り組むべき課題

海上保安庁が今後取り組むべき課題

○海洋基本計画 第1部「海洋に関する施策についての基本的な方針」(抄)

○海上保安庁が今後取り組むべき課題

2 海洋の安全の確保

我が国の海洋権益及び治安を損なうおそれのある事態の発生が、我が国の安全及び治安上の問題として懸念。

このような問題に対応するため、**制度上の整備**を図っていくとともに、**効果的かつ機動性のある監視・取締り等**を実施するため、関係機関間の連携強化、**装備等の着実な整備及び高性能化、人員の整備等**による体制強化を推進。

海洋由来の**自然災害から国民の生命・身体・財産を守るため、地震観測、津波予測等の能力向上、警報等の迅速な提供や住民の避難支援等の被害拡大防止策、臨海部の防災拠点機能強化や被災地への人員派遣体制の強化、被災施設の修復等の災害復旧のそれぞれ**を着実に推進。

3 科学的知見の充実

各政府関係機関等による調査目的に照らし、**データ不足の海域の調査を中心に海洋調査を充実**。

総合的な海洋政策の推進に当たり、海洋管理に必要な基礎情報について、**各機関が連携・協力し重点的に海洋調査を行う必要**。

5 海洋の総合的管理

排他的経済水域等について我が国と相手国との主張が重複する海域は、**国際ルールに則した解決**を追求。

我が国の管轄海域においては、

- ①持続可能な利用が図られるよう適切な状態に保つこと
 - ②海域の開発・利用の可能性を明らかにしその促進を図ること
 - ③輻輳する海域利用における利用秩序を維持すること
- に努めるべき。

このため、**海洋に関連する諸情報についての一元的な収集・管理・提供等に積極的に取り組む必要**。

国際情勢を踏まえた
海上警察権の強化

東日本大震災を踏まえた
防災体制の強化

海洋の総合的管理のため
の海洋調査の推進

国際情勢を踏まえた海上警察権の強化

海上警察権のあり方に関する検討の
国土交通大臣基本方針(1/7発表)

- 我が国の領海警備における近年の情勢の変化を踏まえ、海上保安庁が事案に即して、機動的・効果的に対処できるよう、行政警察権の充実、装備・要員の充実について提言。

「海上警察権に関する制度改正等検討会議」(議長:海上保安庁長官)を設置し、基本方針に基づき、行政警察権の充実、装備・要員の充実について検討。

「海上警察権のあり方について(中間取りまとめ)」の策定(8/26発表)

我が国を取り巻く国際情勢

我が国周辺海域における近隣諸国等の海洋活動の活発化 等

このような国際情勢に対応し、海上保安庁が担う業務を的確に遂行するため...

第一部 海上保安庁及び海上保安官の執行権限等の充実強化

第二部 海上保安庁における将来を見据えた体制の整備

について、そのあり方を提示

今後、中間取りまとめに基づき、引き続き海上保安業務の充実・強化のための必要な施策を推進

国際情勢を踏まえた海上警察権の強化 ～海上保安庁及び海上保安官の執行権限等の充実強化～

法律改正検討事項

○ 立入検査を省略した退去命令

領海内で停留・はいかい等を行う外国船舶に対して、立入検査を行わずに勧告を行うとともに、勧告に従わず領海等の安全を確保するために必要な場合は領海外退去を命ずることを可能とする。

○ 遠方離島における法執行

遠方離島で犯罪が発生しているが警察が速やかに対応できないため海上保安庁に要請した場合に、海上保安官が一時的に陸上において捜査・逮捕等を行うことを可能とする。

○ 質問権の対象範囲の拡大

現在、乗組員及び旅客に対して認められている任意の質問権について船舶所有者等の関係者にも拡大する。

○ 任務・所掌事務規定の見直し

海上保安庁が行う領海等における警備業務について、任務及び所掌事務規定に「海上における船舶の航行の秩序の維持」や「海上における犯罪の予防及び鎮圧」を明記する。

内部規則改正事項

○ 海上保安官による強制的措置

船舶の停止や移動等の海上保安官による強制的措置について、より積極的に発動して機動的かつ適切に事案へ対処することができるよう現場の意見を踏まえつつ要件を明確化する。

○ 放水銃・長距離音声発生装置（LRAD）の使用規則の制定

放水銃・LRADは武器ではないが強制的措置を実施する際の有効な機材であり、これらの機材の具体的な使用に係る内部規則を制定して効果的かつ適切な運用を図る。

○ 停船措置の整理

海上保安庁法に基づく停船措置については、警告弾や催涙弾のような伝統的な手法から、放水銃・LRADのような新しい手法がある中、これらの手法を事案に応じて効果的かつ適切な順序・方法で使用できるよう内部規則の改正等を行う。

国際情勢を踏まえた海上警察権の強化 ～海上保安庁における将来を見据えた体制の整備～

我が国を取り巻く国際情勢等を踏まえ、東日本大震災で被災した航空機等の復旧と、現在進めている老朽・旧式化したPL型巡視船及びヘリコプターの代替・高性能化を早期に完了し、今後20年を見据え、以下の体制の整備を推進。

大型巡視船

- 長期行動能力や被害制御能力を有する「しきしま級巡視船」について、現有の巡視船「しきしま」、建造中1隻に加え、さらに1隻を整備 ⇒ 3隻体制
- ヘリコプター2機搭載型巡視船について、現有の巡視船「みずほ」「やしま」に加え、さらに1隻を整備 ⇒ 3隻体制
- ヘリコプター1機搭載型巡視船（現有10隻）は、老朽改修・機能向上を行い、業務遂行能力を強化
- PL型巡視船（現有38隻）は、老朽・旧式化したものの代替・高性能化を行い、領海・排他的経済水域等の警備や大規模災害対応能力の強化

しきしま級巡視船と
搭載ヘリコプター



ジェット機

- 羽田基地（現在は「ガルフV」2機）、那覇基地（現在は「ファルコン900」2機）に、新型ジェット機を1機ずつ増強 ⇒ 6機体制

情報通信

- デジタル秘匿通信の早期整備
- 高速・大容量回線網等による高度な情報通信システムの構築

基地機能・資機材・人的体制

- 海上保安部署の基地機能強化
- 業務執行能力の向上に必要な資機材等の充実
- 大型巡視船運用司令科、巡視艇複数クルー等の人的体制の強化
- 教育研修の充実

東日本大震災を踏まえた防災体制の強化

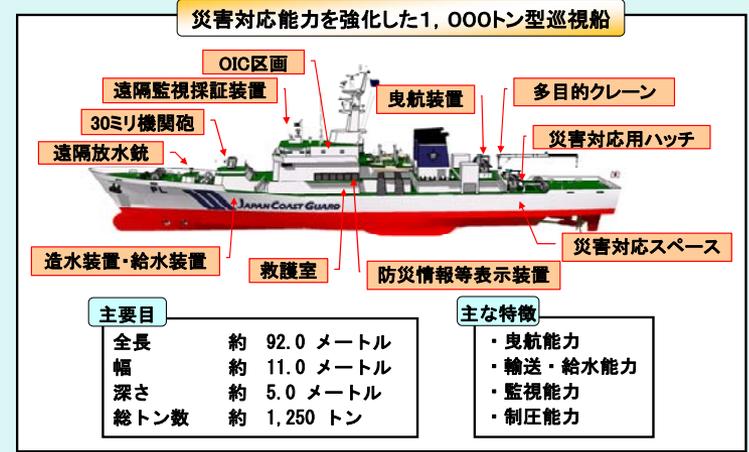
1. 災害対応能力の強化

(1) 巡視船艇等の整備

大規模災害時により迅速かつ的確な災害対応を行うため、災害対応能力を強化した大型巡視船、消防機能を強化した大型巡視艇、救難防災資器材等の整備が必要

(2) 施設の防災対策

災害時の業務継続・機能維持のため、庁舎、船艇・航空基地、航路標識等の防災対策（耐震・津波対策等）の推進が必要。



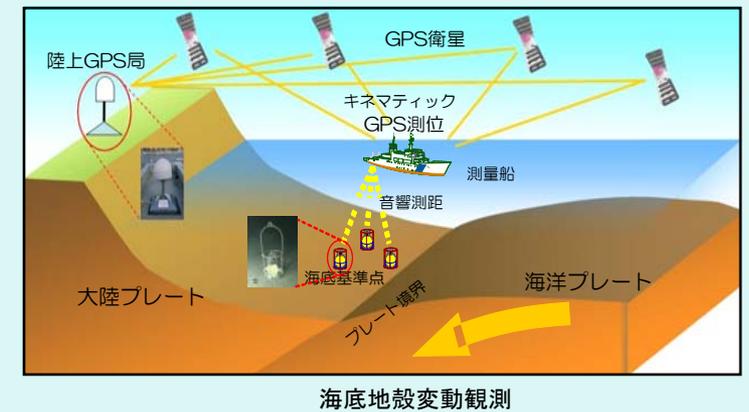
2. 測量観測体制の強化

(1) 海底地殻変動観測体制の強化

地震予測の体制強化の一環として、海底地殻変動観測のための海底基準局の復旧・増設や大型測量船の観測機器等の整備が必要。

(2) 沿岸域の水深測量の充実

津波シミュレーションに必要となる水深データの取得のため、航空レーザ測量等による水路測量の推進が必要。



3. 海上防災のあり方に関する検討

地震・津波等による大規模災害が起これば、これに伴って油流出事故等の海洋汚染や海上火災が発生する危険性は極めて高いことから、海上防災のあり方について検討が必要。



海洋の総合的管理のための海洋調査の推進

- 大陸棚について、地形・地質が一定条件を満たす場合、国連に申請すれば、200海里よりさらに延長可能。(我が国の申請期限:平成21年5月)
- 海上保安庁では、昭和58年から太平洋側海域において、大陸棚境界画定に必要となる海洋調査を優先的に実施。平成20年11月、我が国は国連に大陸棚延長を申請。
- 平成20年度以降は、データが不足している海域(東シナ海、日本海、沿岸海域)における海洋調査を推進。

海洋基本法 (平成19年7月20日施行)

- 国は、海洋に関する施策の策定・実施に必要な海洋調査の実施並びに海洋調査に必要な体制の整備に努める。

海洋基本計画 (平成20年3月閣議決定)

- 海洋管理に必要な基礎情報の収集・整備が不十分
- このため、各機関の連携・協力の下、重点的に海洋調査を実施

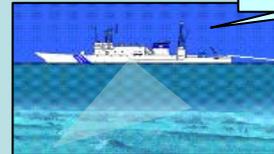
当面の課題

平成20年6月
総合海洋政策本部境界海域チーム

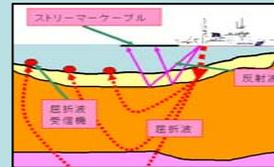
- 当面の課題の一つとして「EEZ内海洋調査の推進」を位置づけ。
- 海洋権益確保に不可欠な海底地形調査・低潮線調査を重点的・計画的に実施し、調査方を充実

調査項目

マルチビーム測深

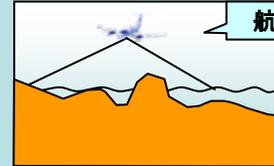


海底地形調査
高指向性音波ビームにより水深の約7倍の海底地形を一気に取得



海底地殻構造調査
人工地震波の伝わり方を解析し海底下の構造を把握

航空レーザー測深



領海基線調査
レーザーパルス波により、領海・EEZの基点となる海岸線・低潮線等の詳細なデータを収集

新たな調査機器の導入



自律型潜水調査機器 (AUV)

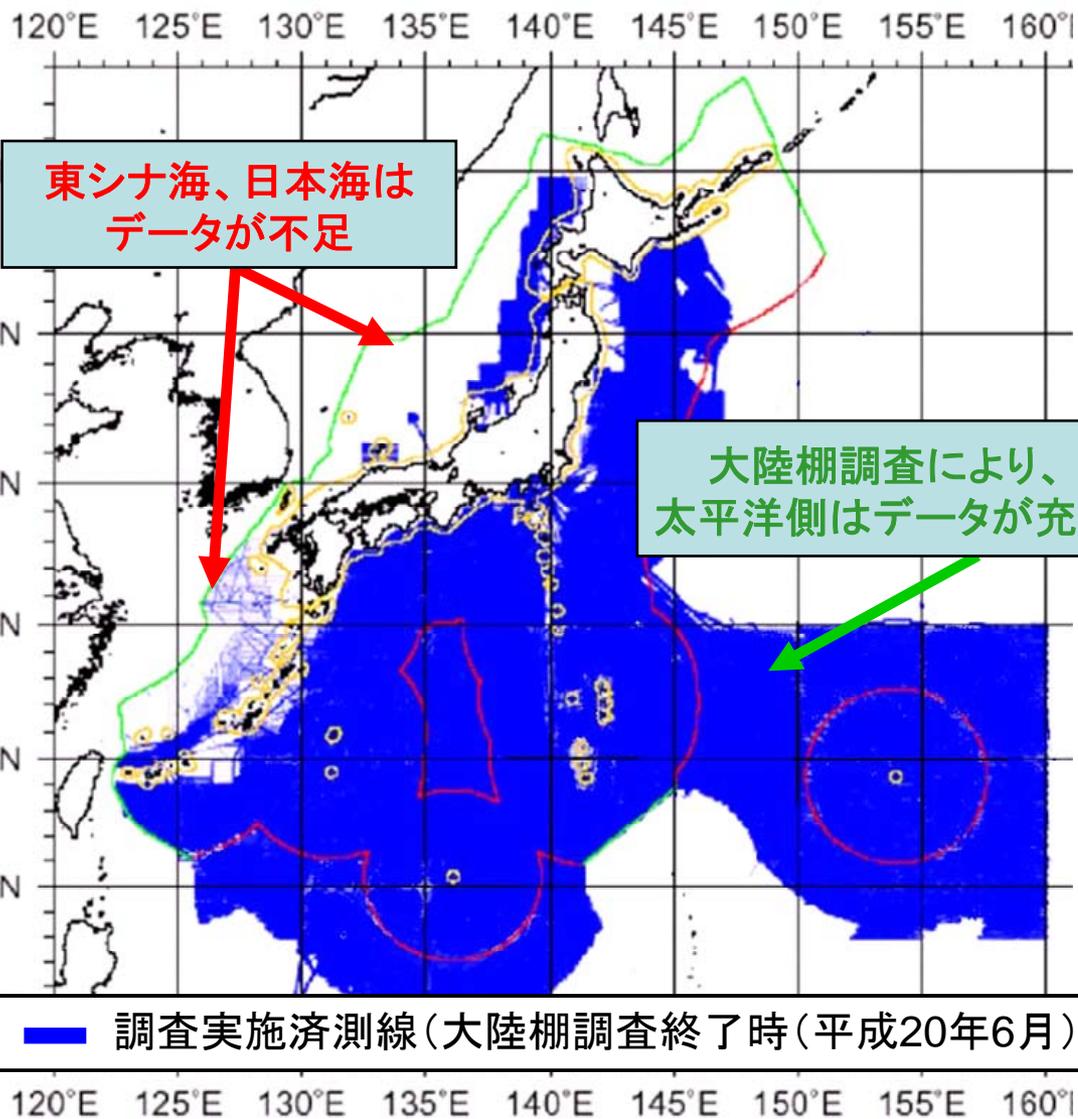
AUVは海底近傍まで潜行のうえ、プログラムされた経路を自動航走しつつ、調査を行うことで、精密なデータが取得できる。

※平成25年度から運用

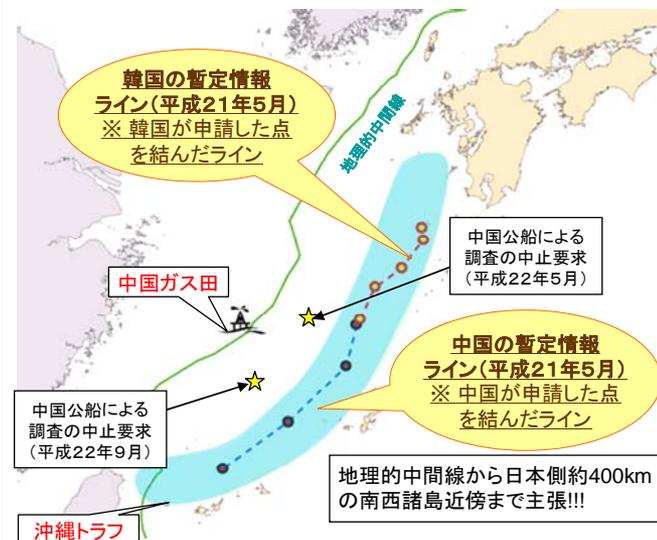
AUV: Autonomous Underwater Vehicle

海洋の総合的管理のための海洋調査の推進(参考資料)

調査海域



中国・韓国による海洋権益への関心の高まり



○中国・韓国は、平成21年5月に沖縄トラフまでを自国の大陸棚であるとする暫定申請を国連に提出

○平成22年5月、9月、我が国の調査に対する中国公船からの中止要求